

跋文

熊本大学埋蔵文化財調査室の今年度の調査件数は、表2にみられるように、年間39件に達している。そのうち発掘調査は5件、試掘調査は4件で、残りはすべて立会調査であった。調査の実に8割近くが立会で、このことは文化財包蔵地での工事に際しては、必ず届出を行わなければならないという法律の趣旨からは好ましいことではあるが、立会調査の2／3が今年に入ってからのものであり、中には、はたして緊急性があるのかと疑念を抱くような工事もなくはなかった。また、法的に疑問が残る扱いも、この時期に集中していることは、全学的には埋蔵文化財に対する認識が未だ不十分であることを表しているといえよう。

熊本大学は来年度から独立行政法人化することになり、従来、埋蔵文化財保護法の第57条第3項の適用を受けていたが、今後は第57条の2項に従って、工事届出から60日後にしか、具体的工事に入れなくなることとなる。事前の工事計画作成においては、十分な時間的余裕をもってあたっていただきたいものである。

熊本大学埋蔵文化財調査室が創設されたのは、1993年5月であり、今年で12年目を迎える。この間行われた調査により、黒髪地区は奈良・平安時代の蚕飼駅に関連する遺構が集中することがわかり始めてきたし、本庄地区は古墳時代以後の大集落址であることがおぼろげながら推察されるに至った。ところが、こうした調査に伴って膨大な資料が蓄積され、埋蔵文化財調査室は満杯となり、十分に整理作業ができない状態に陥っている。これ以上調査が続くと、大学としては埋蔵文化財に対して十分な対応ができないこととなるため、早急に発掘遺物の保管体制の整備を御願いしたい。

埋蔵文化財包蔵地の工事において、「記録保存」という形で、発掘をおこなって建物を建てることで、熊本大学はこれまで済ませてきた。しかし、これに伴って、毎年出版するその年度の調査概要だけでなく、正式な報告書を作成して、その成果を報告することが義務付けられている。ところが、熊本大学では2002年度に1994・1995年度の報告書を出版したが、それ以外は手付かずのままになっている。この状態が続くと、記録保存の意味自体が問われることになり、将来重大な禍根を残すことが懸念される。当局の真摯な対応を望むものである。

熊本大学埋蔵文化財室長
文学部教授 甲 元 真 之